

赤木村大庄屋文書の周辺

(二) 村のくらし

会員 羽柴 弘

(資料 四)

奉願口上書

赤木村百姓 宇佐藏

午 三十六才

右之者去午四月十日夜家改之者江何様之義後不申聞
 村方立出申候ニ付委細其節御断申上置候延承タ行方
 相不分・依之村方帳面相拂申度親類五人組共奉願候
 右願之通被寫仰付被下候ハ、難有仕合可奉存候
 依奉願候延如件

安政六年十二月

役 人 印

さてこゝへ文書は、百姓宇佐藏が家の者に何を告げず
 去年四月十日へ當時三十六才一出奔、もう一年以上も行
 方不明、それで村方帳面から除いてほいとい願書で
 ある。この百姓宇佐藏^{佐良昌}出奔の原因は何であるか。
 ご法度であつて百姓逃散^{逃うる}(他便へ迷ひこそ)佐伯領で有つた。
 そつまではへがないが、この赤木村の農民及蒲丘浦の屋
 形島や深島の開墾に移住したり、次に示すようだ隣り村
 の出張り、また遠く船頭領へ出稼などがある。
 赤木村へ現在直川村大字赤木には住みにくかつたので
 あろうか。百姓達の生活はどうであつたのであろうか、

(資料 五)

奉願口上書

赤木村之内堂節百姓

七太郎

右之者去卯三月上直見村之内向船場に作仕度候段
 委細其節奉願候延此度右赤木村は帰宅仕度奉願候
 右願之通被寫仰付被下候は、難有仕合奉存候依而
 奉願候延如件

安政六年二月二日

役 人 印

頼^ハ奉^タ口上書 赤木村百姓 宇佐藏 午 三十六才
 右の者去る年^去年即ち安政五年^{正月}四月十日^夜家改^ム者江何様
 の義^ミ申し聞かざす村方立出申し候につき委細其節御断申し
 上げ置き候延村方相分らず、これに依つて村方帳面相拂申し度く
 親類、立人組共頼^ハ奉^リ候。古頼^ハ通り仰せ付け^テ候^{マサニ}下候日以
 有難き仕合^ハ存じ奉る可候。依つて頼^ハ奉^リ候延如^シ、
 安政六年十二月

役 人 印

とり敢えずこう読んで見た。前回と大よつと説明した
 通り、この文書は赤木村大庄屋安藤佐平の覚書(控書)
 通り、この文書は赤木村大庄屋安藤佐平の覚書(控書)で、役人印がところに大庄屋、庄屋、組頭の連署がなさ
 れ、藩庁に提出したものである。

留領に近く、掌師からも二斗にも足りない近い所である。

同じ百姓でも土地持古でない百姓はかましい。お年貢上納を負担し小作料を負担して後に何か残るう。どんなに貧しく苦しい生活をしてい方か。それと的確につかぬ度く思つて、くり返しぐり返し分厚い文書の繰りを以くつかが、殘念ながらそばは得ら化まかつか。

こんなのが目にひいた。

(資料 六)

覚

赤木村百姓

张五兵衛

同人女房

古之者共當四月十二日夜家内之首江何様之義士不申聞朴方立出申候ニ付委細其節御断申上置候延当月十六日罷帰り申候ニ付吟味仕候延肥後御領戸口村江罷越山方稼仕居申候尤無難ニ而御他領江罷越段役人共に至迄重々奉恐入候依此段御断申上候以上

午十二月十七日

役人印

(資料 七)

細賣渡証文之事

一銀百五拾六枚

上原平之丞受

但烟三畝四歩

高九升四合

古者當午年暮上納ニ指支申候ニ付書面之細賣止承年
夕亥年迄立ヶ年季ニ壳渡 古例文之通

安政五年年十二月

左

宇兵衛

上総殿

役

人

印

暮の上納に因り、銀百五拾六枚を借りるのに、三畝四歩の畠の耕作権を五ヶ年間壳り渡すというのである。たゞという女性は未亡人で、宇兵衛はその息子であろうが、上総というのがどんな百姓かわからぬが、また富農の人である、母子家庭(?)なるか故に、そして未年から五ヶ年の古年貢の取立てことがあるの、朴役人が証人になつたのである。

(資料 八)

覚

赤木村

類焼百姓三軒

べき節季である、豫いで帰つた金も殆んどそちらにまわり、僅かな残りが一家の大晦日越年に役立つたことである。この様な出稼の例が外にもまだ数件ある。

十二月十六日夫婦以帰つて来る。年貢諸上納を完納すれば、山方稼に出かけて、左のが、いくらか稼ぎためを書である。その後で何をしてい方かが、炭焼の仕事でもし左のであろうか。

十二月十六日夫婦以帰つて来る。年貢諸上納を完納すれば、山方稼に出かけて、左のが、いくらか稼ぎためを書である。その後で何をしてい方かが、炭焼の仕事でもし左のであろうか。

一麥老石五斗

伍麦軒二斗

五斗宛

右者致類焼二付當分為取續書面之麥 無利二千御
渡 未承年分五ヶ年賦返上被 御付候間其分可相心
得候 以上

年二月十三日

「此は驗書あらわしよでなくて、お済あましの控書あわせである。今も昔も春先は火災のシーズン。當時の農家はおとこち穀在してい左へ三軒位ですん支もひでもうか、へ或は穀焼とあるから外に火元があり、又別に羅災の家もあつたが知れない。大事な兵糧へそう呼んでいたを焼いた百姓は、明日からの食べることに困る。そこで村役人を通じて救援方を頼り出左のか聞き届けられた、羅災三軒に対して麥へ米ではなく、五斗宛貸渡あわせへお達たどしてある。無利子へ米麦の貸借にも当時は利息をつけて扱つていたし、穀母子無盡のようす制度も行われていた程、穀物そのものが流通経済の面で金銭にかわつて用いられていたのもよい。手賊償還五か年もまだ要當とこそ、五斗の麦にいもや粟など雜穀を加えれば、どうにか麦秋の五月（陰曆）までこぎつけられる。そのようには私は考へて見た。

昔の百姓は米は食うことば殆んど出来なかつた。麦が主食の座にあり、粟や稗の雜穀を以て補つていた。私は幸いにも（そう思つてい）貧農の家に生長し、稗まで食べているので、いささか當時の赤木村の百姓達の食生活が察せられる。いや食生活ばかりではない。衣も住も貧乏限りであつたはずである。

この赤木村大庄屋文書の序頭に、御年貢未割賦寫が示されてゐるが、それによると、本村一堂師附近で高の五割六分一厘、中陸留が五割一分七厘、一番奥の道野内へ改原を含んで、四割九分ニ厘といつた状態。延べ前

に揚代友へ資料としての相三畠四歩の高九升四合に対するまづその上割を越す五升近くが年貢、そして愛人平之丞に一、二升の小作を出さぬはならぬとする、たゞ、牢兵衛母子の手許にいくらの麦が残つてある。そり畠すらも耕作を五年間壳り渡すと止む事へ資へきである。
だから食つて行けない。夜逃同様にして出稼出奔するものか毎年のよう、そろし方こと連抜つ左邊書か、僕が五年間は二十立直も出がらせている。それが当然のことときだてい左みが當時の農村社会の姿であつた。

（ナセページ上段より）
エコスボスナルモ建設して、大自然を楽しむ県民や遊観ハリカーブヘハイキンゲきする人々の期待に應えようという夢を持っています。

（ナセページ下段より）
八戸高原 標高七一六メートルの基盤山から、六五六メートル標高山を結ぶ石段台地で、小倉ハ平尾谷、山口県の秋吉台と共に全国四か所だけ見ゆる少

ルスト地形です。眺望とハイキングに、絶好の

場所です。

足間神社間の大祭は左の通りです。

二月二十四日 春の大祭（新年祭）

七月二十四日 夏の大祭（副祭）

十一月二十四日 祇の大祭（新嘗祭）

参考資料 年表

養老元年（七八一）御鱗張宗古工門・足間神社を勧請す。

天正元年（一五七三）室所幕府滅ぶ。多加盛雲法印・足間

万延元年（一八六〇）河野千代藏足間神社參道並石段造立
明治二十六年（一八九三）因木田發步足間登山（三百）
昭和四十二年（一九六七）高司龍吉部參道並石段改修。
昭和三十九年（一九六四）足間神社奉贋会石段・參道大改修。